○北海道開発局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北斗市中山国有林渡島檜山森林計画区檜山森林管理署六〇四二林班ぬ小班から北海道檜山郡厚沢部町字峠下国有林渡島檜山森林管理署五一三林班り小班まで	前	一〇・一三～七一・一二メートル	一・三三〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	一〇・一三～七一・一二	一・三三〇	
	B	一〇・九〇～一〇二・六二	一・四〇三	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
札幌市中央区北二条東二〇丁目一四六番一から同市東区苗穂町一二丁目一番一地先まで	前	三〇・五六～五一・〇九メートル	〇・二九〇キロメートル	
	後	二二・〇六～五一・〇九	〇・二九〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道斜里郡斜里町ウトロ西国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一三七六林班は小班地内	前	一四・九〇～一四四・八一メートル	〇・七二二キロメートル	
	後	五二・八二～一四四・八一	〇・七二二	
北海道斜里郡斜里町ウトロ西国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一三七六林班は小班地内	前	四四・九二～九八・三三	〇・〇六六	
	後	六二・一八～一一六・二三	〇・〇六六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日　北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道二海郡八雲町浜松二五一番四から同町浜松二四六番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百二十七号	北斗市中山二〇一番六から同市中山二〇六番一まで	〃
二百三十一号及び四百五十一号	北海道増毛郡増毛町岩老八〇九番三地内	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
〃	北海道増毛郡増毛町岩老一三一番一から同町岩老八四九番一まで	〃
〃	北海道増毛郡増毛町岩老八四三番一地内	〃
二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号	北見市常呂町字岐阜四八一番三から同市常呂町字岐阜四八一番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百七十五号	札幌市中央区北二条東二〇丁目六番一六から同市東区苗穂町一一丁目一三番地先まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年三月二十二日

○沖縄総合事務局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十二日　沖縄総合事務局長　久保田　治

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第四号那覇広域都市計画道路事業

三・五・二十五号小禄名嘉地線

三　事業施行期間　自平成十四年三月十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十二日　沖縄総合事務局長　久保田　治

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年沖縄総合事務局告示第三十三号那覇広域都市計画道路事業三・二・十三号南風原中央線

三　事業施行期間　自平成十八年七月十二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし